

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者

（1）商号又は名称

（株）大島小郡営業所

（2）住所

福岡県小郡市小郡1565番地4 Casa Ogori 102号室

2. 指名停止措置期間

令和 8年 9月 2日 から 令和 8年11月 1日 まで

3. 指名停止措置理由

（株）大島は、佐賀県内で請け負った建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営むものと、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請け契約をした。

このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められることから、令和8年7月17日に九州地方整備局から営業停止処分（7日間）を受けた。

このことは、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成24年筑紫野市規則第38号）別表第2第11項に該当する。